第三条第二項中「（建設改良費及び建設改良費に準ずる経費として総務省令で定める経費をいう。）」を削る。

第四条第一号ロを次のように改める。

ロ　当該年度の前年度の末日における流動負債の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

(1)　建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(2)　建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(3)　当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

(4)　当該年度の前年度の末日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額

第四条第二号ロを次のように改める。

ロ　当該年度の前年度の末日における流動負債の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

(1)　建設改良費等の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(2)　建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において流動負債として整理されているものの額

(3)　当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るもののうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

(4)　当該年度の前年度の末日における土地の売払代金としての前受金の額

(5)　当該年度の前年度の末日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額

第四条第二号ニ中「現在高」の下に「から当該地方債のうち同日において流動負債として整理されているものの同日における現在高を控除した額」を加え、同号ホ中「現在高」の下に「から当該長期借入金のうち同日において流動負債として整理されているものの同日における現在高を控除した額」を加える。

第十六条中「第三条の規定」を「第三条（第一項第一号イ(4)及び第二号イ(5)を除く。）の規定」に、「第三条第一項第一号イ中「ものの額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額の合算額」とあるのは「ものの額」と、同号ハ」を「第三条第一項第一号ハ」に、「同項第二号イ中「ものの額」とあるのは「ものの額及び」と、「前受金の額及び同日における負債の額のうち連結実質赤字比率を適切に算定するために流動負債の額から控除すべき負債の額として総務省令で定める額」とあるのは「前受金の額」と、同号ハ」を「同項第二号ハ」に改める。

第十七条第二号中「第十五条第二項」を「第十五条第一項」に、「同条第三項」を「同条第二項」に改める。

本則に次の一条を加える。

（経過措置）

第二十八条　地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る会計処理の基準が同法の規定に基づく命令の制定又は改廃により変更された場合においては、第三条第一項第一号及び第二号（第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）、第四条第一号及び第二号、第七条第二号及び第四号、第八条第二号、第十七条第一号及び第二号並びに第十九条の規定の適用について、総務省令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十四年二月一日から施行する。

（地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行令（附則第四条において「新令」という。）第十二条、第十四条、第十五条、第十七条の二第一項第二号、第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定（以下「新令第十二条等の規定」という。）は、平成二十六年度の事業年度から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

2　地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（地方財政法第五条第一号に規定する公営企業をいう。）は、前項の規定にかかわらず、新令第十二条等の規定を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用することができる。

第三条　前条の規定により新令第十二条等の規定が最初に適用される事業年度（次条において「最初適用事業年度」という。）の前事業年度の末日における繰延勘定については、なお従前の例による。

第四条　最初適用事業年度の前事業年度の末日において新令第二十六条第一項に規定する補助金等の金額に相当する額で現に資本剰余金として整理されているもののうち、同項に規定する繰延収益として整理すべき額として総務省令で定めるところにより算定した額については、最初適用事業年度の初日において、繰延収益として整理するものとする。

（地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第二条の規定による改正後の地方財政法施行令（次項において「新地方財政法施行令」という。）第十五条第一項及び第二十六条第一項の規定は、平成二十七年度以後の年度における地方財政法第五条の三第五項第一号及び第五条の四第三項第一号に規定する当該年度の前年度の資金の不足額（以下この条において「当該年度の前年度の資金の不足額」という。）の算定について適用し、平成二十六年度以前の年度における当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、なお従前の例による。

2　附則第二条第二項の規定により新令第十二条等の規定を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する同項に規定する公営企業に係る当該年度の前年度の資金の不足額の算定については、前項の規定にかかわらず、それぞれ平成二十五年度又は平成二十六年度から新地方財政法施行令第十五条第一項及び第二十六条第一項の規定を適用するものとする。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条　第三条の規定による改正後の地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（以下この条において「新健全化令」という。）第三条第一項第一号及び第二号（これらの規定を新健全化令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）、第四条第一号及び第二号並びに第十七条第二号の規定は、平成二十七年度以後の年度における地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条第二号ロに規定する資金の不足額、同号ニに規定する資金の剰余額、同法第二十二条第二項に規定する当該年度の前年度の資金の不足額及び同項に規定する当該年度の前年度の事業の規模（以下この条において「資金の不足額等」という。）の算定について適用し、平成二十六年度以前の年度における資金の不足額等の算定については、なお従前の例による。

2　附則第二条第二項の規定により新令第十二条等の規定を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する同項に規定する公営企業に係る資金の不足額等の算定については、前項の規定にかかわらず、それぞれ平成二十五年度又は平成二十六年度から新健全化令第三条第一項第一号及び第二号、第四条第一号及び第二号並びに第十七条第二号の規定を適用するものとする。

（地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部改正）

第七条　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う総務省関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十三年政令第二百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中地方公営企業法施行令第二十五条の改正規定を削る。

総務大臣　川端　達夫

内閣総理大臣　野田　佳彦